

次期松戸市総合計画（仮称）策定方針 平成 31 年（2019 年）4 月

前文 総合計画等の策定状況と法制度について

本市は、平成 10 年（1998 年）に基本構想・基本計画・実施計画からなる松戸市総合計画を策定いたしました。基本構想は、将来の松戸市の発展方向を展望し、21 世紀の新たな時代の将来像を描き、その実現のため行政が推進すべき基本的方向を示すことを目的に掲げ、策定いたしました。

一方、平成 23 年（2011 年）5 月に地方自治法が改正され、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止のひとつとして、基本構想の策定義務が撤廃されました。

平成 25 年（2013 年）6 月には松戸市議会基本条例が改正され、「基本構想及び基本計画の策定または変更」については議会の議決を経ることとしています。

平成 27 年（2015 年）には、松戸市人口ビジョン・松戸市総合戦略を策定し、政策課題の解決に取り組んできました。

1 計画策定の趣旨

（1）計画策定の背景

現在、日本は、平成 20 年（2008 年）をピークに総人口が継続して減少する社会となっています。

人口減少社会は松戸市も例外ではなく、生産年齢人口（15～64 歳）は大きく減少し、その一方で、65 歳以上の人口はさらに増加することにより、1 人の高齢者を支える現役世代の数が、現在よりもさらに大幅に減少していくことが想定されます。

人口が減少するということは、地域が保有するさまざまな資産価値も減少するということであり、負のスパイラルに陥るおそれがあります。

松戸市は、今後の計画期間中、人口が増えることが想定される東京都に隣接し、上野東京ラインや東京外かく環状道路の松戸インターチェンジのオープンなどにより、都心を始めとしたエリアにアクセスしやすい環境がさらに整備されてきました。

総合計画や総合戦略を始めとする、市の課題解決への取り組みを引き続き進めることによって、松戸市は子育て世代や若者などの市民に選ばれ、高齢者の方を含めた全世代が安心して住み続けたいと思うまちを構築していくことを目指す必要があります。

本市が策定する新たな総合計画は、市の将来ビジョンを提示し、本市が直面する様々な政策課題を市民の皆さまとともに解決していくための指針となるよう策定します。

(2) 計画運用についての基本的な考え方

- ①国内外を取り巻く社会経済情勢の変化のスピードが速い時代に対応できる計画とします。
- ②そのため、市政の大きな方向性を共有しつつ、不確実な未来にも適応できるよう、戦略的で、機動的に見直しながら運用できる計画とします。
- ③具体的には、毎年度の政策協議を通じて、中期の財源推計や毎年度の予算編成、行政改革・業務改善や組織体制と一体的に運用を行う計画とします。

2 策定目的

計画策定の目的は次の3点とします。

- ①市の将来ビジョンを提示し、市民や市役所内で共有すること。
- ②将来ビジョンの実現に向けた施策展開の方向性や戦略を提示し、市民や市役所内で共有すること。
- ③重要な個別事業の実施について、財源を伴う根拠づけを行うこと。

3 構成

以下を定めた「基本計画」一層で構成します。

(1) 本市を取り巻く状況の分析

社会の状況、人口構成の高齢化へのシフトなど、これから起きる蓋然性の高い、本市を取り巻く状況について分析を行います。さらに、その中で起こりえる状況について複数のシナリオを立てていきます。

(2) 本市の将来ビジョン・将来都市像（人口の将来展望、マクロ的な財源推計を含む）

上記の本市を取り巻く状況の分析、人口推計などの基礎調査、市民参加などをもとに、市が目指す将来都市像を描きます。また、マクロ的な財政見通しも盛り込みます。

(3) 施策展開の方向（政策の柱、基本目標等を含む）

基本目標を立て、それに連なる政策・施策ごとに「目標・方向性」「現状と課題」「指標（KPI）」「主な取組み事業」などを記載します。

(4) 重点施策（工程の概要や概算事業費を含む）

重点施策それぞれの概要や事業工程、概算事業費などを示します。

4 計画期間と見直し

国内外を取り巻く社会経済情勢の変化のスピードが速い時代に対応する必要があります。そこで、計画期間は、平成 33 年度（2021 年度）～平成 40 年度（2028 年度）の 8 年間とします。

8 年間の計画期間中、4 年を目途に、見直しを検討することを想定しています。

5 毎年度の重点化事業の公表

計画に記載する重点施策等に基づきつつ、社会経済状況の変化を踏まえて柔軟に対応できる計画とするため、毎年実施している政策協議等を通して翌年度の重点化事業を定め、毎年度公表します。

6 地方版総合戦略との関係

国が、平成 32 年度（2020 年度）以降の次期「総合戦略」の策定に取り組む方針を示している（まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 より）ことを踏まえ、次期総合計画（仮称）は、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略を見据え、一体のものとして策定します。

なお、現在の松戸市総合戦略は平成 31 年度（2019 年度）までの期間となっていることから、平成 32 年度（2020 年度）に総合戦略としての空白が生じることをないようにします。

7 策定体制

（1）庁内策定体制

次期総合計画（仮称）は、次期地方版総合戦略を見据え、一体のものとして策定することから、現在の総合戦略策定時に設置した「松戸市総合計画及び総合戦略会議」を改組し、「（仮称）松戸市総合計画及び総合戦略策定会議」を設置します。

策定会議内には、現在の「松戸市総合計画及び総合戦略会議」内に設置している「松戸市総合計画及び総合戦略連絡調整会議」を改組した「（仮称）松戸市総合計画及び総合戦略策定連絡調整会議」を設置し、連絡調整等に当たるものとします。

また、次期総合計画（仮称）の立案・検討に際し、各部局の中堅・若手職員等を構成員とする、「（仮称）松戸市総合計画及び総合戦略立案・検討チーム」を設置し、市民との連携による素案立案を行います。

庁内策定体制の事務局は総合政策部政策推進課が所掌します。

(2) 議会

平成 32 年（2020 年）12 月定例会に計画案を議案として提出する予定です。提出後、議会の審議及び議決を経て決定されます。

議案提出に至るまでの過程についても、市民の代表である議会に進捗状況を報告し、十分に意見交換を行い、連携を密にしながら計画案づくりを行います。

(3) 市民参加

本市の将来ビジョンの検討や共有をするため、広範で多様な市民参加による計画策定を行います。

①市民ニーズの把握

次期総合計画の策定にあたり、まちづくりの方向性等の市民ニーズを把握し、それに沿った計画を策定するための基礎データ取得を目的とし、市民向けに郵送式のニーズ調査を行います。

また、無作為で抽出により選定された市民によるワークショップや討議を実施することで、幅広い人材から意見を集め、その上で将来望まれる市の姿を検討します。

②市民との連携による総合計画策定

各主要施策のステークホルダーなど、担い手としての市民・事業者等の参加を得て、職員との連携により戦略を立案し、計画策定に活用します。その中では、平成 30 年度（2018 年度）に実施した若手・中堅職員を対象とした「戦略シナリオプランニング研修」における成果を活用し、将来起こりえる状況における市民・事業者・行政等が連携して取るべき戦略の立案を行います。

また、次期地方版総合戦略を見据え、一体のものとして策定することから、松戸市まち・ひと・しごと創生懇談会を開催し、計画策定に関する意見をいただきます。

③ビジョンの提示・共有

①②を踏まえて計画案を提示し、広く市民の皆さまに意見をいただき、共有するため、タウンミーティング・パブリックコメントを実施します。

8 策定スケジュール（予定）

	(参考) 平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
市民 参加	まつど未来 ワークショップ (中学生等)		無作為 抽出による 市民参加	シナリオ プランニング を活用した 市民参加
			プロセスの前半 ⇒市民ニーズを 踏まえたビジョン・戦略立案	プロセスの後半 ⇒ビジョンの提示・共有、 市民意見の把握
			松戸市まち・ひと・しごと創生懇談会	
基礎 調査	まちづくり 状況基礎 調査		人口推計	
			市民ニーズ 調査	
計画 策定		策定方針	計画案作成（財源推計含む）	
		戦略シナリオ プランニング 職員研修		計画案 議案提出
				策定